

法律の 現場から

150

奨学金破産

弁護士 篠原 宏二

日本学生支援機構の奨学金を返済できず、自己破産するケースが増加しています。2012年度から2016年度までは年3000件前後でしたが、2017年度は4000件に迫る件数となっています。

用の広がりに加え、機構が回収を強めた影響もあるようです。

また、破産は借りた本人だけでなく親族にも広がっています。2017年度においては、連帯保証人や保証人となった父母などの親族の破産が全体の件数の3分の1近くになっています。

大学や短大などの高等教育機関の学生の約3人に1人が機構の奨学金を利用しているとのこと。就職の際に数百万の借金を背負うのは大きな負担です。将来のある若者が安心して高等教育を受けることができるよう、給付型の奨学金を増やすなどの国の施策が求められます。

奨学金にからむ自己破産が増加しているのは、学費の値上がりや非正規雇



■名古屋北法律事務所 ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号
チサンマンション池下306

(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)

北医療生協 無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554

(組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所

(地下鉄「平安通」下車すぐ)

住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階